



【お問合せ先】
KPMG 税理士法人
Contact Us

KPMG Tax メールマガジン

No.70 – May 7, 2014

税務情報

交際費等の損金不算入制度の改正

2014 年度税制改正では、交際費等の損金不算入制度の見直しが行われ、以下のように、法人が支出する交際費等のうち接待飲食費の 50%相当額の損金算入が認められることとなりました。

普通法人の区分	損金算入限度額	
	改正前	改正後
2014年3月31日までに開始する事業年度	2014年4月1日から2016年3月31日までに開始する事業年度	
中小法人 ^(*)	800万円	下記いずれかの選択適用 (1) 800万円 (2) 接待飲食費の50%
中小法人以外	0	接待飲食費の50%

^(*) 中小法人とは、期末資本金の額が 1 億円以下の法人をいい、普通法人のうち大法人(期末資本金の額が 5 億円以上の法人)などの一定の法人による完全支配関係がある子法人等は除かれます。

この改正を受け、国税庁は 4 月 30 日、これまでに寄せられた主な質問に対する回答を取りまとめた「[接待飲食費に関する FAQ](#)」(以下「FAQ」)を公表しました。

損金算入の対象となる接待飲食費は、「交際費等のうち飲食その他これに類する行為のために要する費用(社内飲食費を除く。以下「飲食費」という。)であって、帳簿書類により飲食費であることが明らかにされているもの」とされています。

FAQ では、この飲食費の範囲について、以下の費用を例示して説明しています。

【飲食費に該当する費用】

- 自己の従業員等が得意先等を接待して飲食するための「飲食代」

- ・ 飲食等のために支払うテーブルチャージ料やサービス料等
- ・ 飲食等のために支払う会場費
- ・ 得意先等の業務の遂行や行事の開催に際して、弁当の差入れを行うための「弁当代」(得意先等において差入れ後相応の時間内に飲食されるようなもの)
- ・ 飲食店等での飲食後、その飲食店等で提供されている飲食物の持ち帰りに要する「お土産代」

【飲食費に該当しない費用】

- ・ ゴルフや観劇、旅行等の催事に際しての飲食等に要する費用
- ・ 接待等を行う飲食店等へ得意先等を送迎するために支出する送迎費
- ・ 飲食物の詰め合わせを贈答するために要する費用

なお、1人当たり5,000円以下の飲食費で書類の保存要件を満たしているものについては、従前どおり、交際費等に該当しないこととされています。

また、飲食費から除かれる社内飲食費については、「専らその法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するもの」とされていますが、FAQでは出向者や親会社の役員等に対する接待等のために支出する飲食費の取扱いなどが示されています。

上記のFAQのほか、国税庁は同日、交際費等の損金不算入制度の改正内容を簡潔に解説するパンフレット、「[平成26年度 交際費等の損金不算入制度の改正のあらまし](#)」(PDF 234KB)も併せて公表しました。

mailto:info-tax@jp.kpmg.com

Privacy & Disclaimer

<http://www.kpmg.com/jp/ja/pages/legal.aspx>
<http://www.kpmg.com/jp/ja/pages/privacy.aspx>

KPMG Tax Corporation, Izumi Garden Tower, 1-6-1 Roppongi, Minato-ku, Tokyo 106-6012

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2014 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.